

資料3

■博物館法

(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会をおくことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

■府中市立美術館条例

(運営協議会の設置)

第22条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、府中市美術館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を美術館に置く。

2 運営協議会は、委員12人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験を有する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

■府中市立美術館条例施行規則

(運営協議会の運営等)

第14条 条例第22条に規定する府中市美術館運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、美術館の運営について、館長の諮問に応じ審議し、答申するほか、館長に対して意見を述べる。

2 運営協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選による。

4 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営協議会の会議)

第15条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。